

平成17年11月11日

各位

会社名 石原産業株式会社
代表者名 取締役社長 田村 藤夫
(コード番号 4028 東証1、大証1)
問合せ先 取締役 炭野 泰男
経営企画管理本部長
(Tel. 06-6444-1850)

機構改革及び人事異動に関するお知らせ

(平成17年11月11日付)

・機構改革

コンプライアンス体制再構築

フェロシルト問題を真摯に受け止め、今後かかる事態を起こさないため、コンプライアンス体制を再構築のこととする。

1. コンプライアンス委員会の設置

当社が再スタートするに当たり、行動規範の精神に基づいたコンプライアンス重視の経営を実践するため、取締役会のもとに「コンプライアンス委員会」を設置する。

当社・グループ全体のコンプライアンスに関する責任者として「コンプライアンス統括役員(ＣＣＯ；チーフ・コンプライアンス・オフィサー)」を任命し、コンプライアンス委員会委員長を務める。

「コンプライアンス委員会」は各部門本部長、監査役、労働組合、社外弁護士及び事務局で構成し、その役割は次の通りとする。

- (1) コンプライアンスに関わる重要事項及び外部公開の是非について審議し、ＣＣＯに提言・勧告する。
- (2) 法令遵守・社会倫理の考え方を構成員一同に徹底させ、コンプライアンス経営の維持、向上、推進を図る。本委員会の下に事務局を設置し、コンプライアンス経営を周知徹底するための教育、啓蒙等の必要な施策を実施する。
- (3) 通報制度に基づき通報を受けた場合は、直ちに内部監査室に事態の調査を依頼し、対応案と再発防止案を策定のうえＣＣＯに提言・勧告し、ＣＣＯが関係部門へ改善を勧告する。

2. 通報制度の機能強化

行動規範に定める従来の通報制度では、受付窓口は「社長室人事部」であるが、今回の機構改革により「コンプライアンス委員会事務局」にその機能を移管する。

加えて、社外弁護士の受付窓口を新に設置のこととする。

尚、当社のコンプライアンス違反行為に関しては、当社構成員の外、その家族及び取引先等、当社の事業に何等かの関係がある総べての方が通報できるものとする。

3. 内部監査室の設置

通常の業務執行部門とは独立した専門的な機能を有する「内部監査室」を社長直轄のもとに設置する。

「内部監査室」には監査員を置き、各業務が法令・ルール・社会規範及び社内規定に基づき、不正や誤謬がなく効率的に運営され、また会社の保有する資産が適切に管理されていること等を監査する機能を有する。

4. 自己監査制度

各事業部門内に「自己監査制度」を設け、内部監査制度を補完することとする。

「自己監査制度」は、内部監査室の指示と指導に基き実施し、監査内容・方法は内部監査室の決定に従い、最終報告の取りまとめは内部監査室が実行する。

・役員等の分掌変更

氏名	新	旧
出羽 建司	代表取締役 専務取締役 <u>コンプライアンス統括役員（CCO）</u> <u>無機化学事業・法務管掌</u> <u>コンプライアンス委員会委員長</u> 兼 事業戦略室無機化学事業担当 兼 <u>内部監査室長</u>	代表取締役 専務取締役 <u>無機化学事業・総務・法務管掌</u> <u>地球環境対策管掌</u> 兼 事業戦略室無機化学事業担当
藤田 勝	専務取締役 <u>経営企画管理・総務管掌</u> PHA環境対策管掌 <u>地球環境対策管掌</u> 兼 事業戦略室事業支援担当	専務取締役 <u>経営企画管理管掌</u> PHA環境対策管掌 兼 事業戦略室事業支援担当
芳賀 隆弘	常務執行役員 中央研究所副所長 兼 <u>中央研究所総務部長</u>	常務執行役員 中央研究所副所長

以上